

石狩まるごとフェスタ出店規約

制定：平成28年5月17日

(規約の目的)

第1条 この出店規約（以下、「規約」という。）は、石狩まるごとフェスタにおける出店条件について規定する。

(出店の申込みおよび規約の効力発生)

第2条 出店希望者は、別に定める石狩まるごとフェスタ出店募集要領（以下、「募集要領」という。）に基づき、出店申込書に記入・押印のうえ、出店料および必要とする書類（以下、「申込書等」という。）を添えて、いしかり産業まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に申し込みしなければならない。実行委員会は、これにより出店申込者（以下、「申込者」という。）として受付する。

- 2 申込書等を受理した時点で、申込者は規約および募集要領（以下、「規約等」という。）の内容に同意したものとみなし、申込者には規約等を遵守する義務が発生する。
- 3 出店者は、実行委員会が設置する運営委員会における申込書等の内容審査を経て、実行委員会が決定する。

(出店者の選考および決定)

第3条 まるごとフェスタの質の維持と魅力向上のため、出店者の選考に当たっては、次の各号に掲げる基準を定め、優先順位は、第1号から第3号までに掲げる順番とする。

(1) 実行委員会企画

実行委員会が企画し提案するゾーン（コーナー）に関する店舗。

(2) 郷土料理、名物料理、地域グルメなど石狩市産食材を使用したメニュー

郷土料理、名物料理、地域グルメなど石狩市産食材を使用したメニューを発信することを目的としており、これらを扱う店舗。

(3) 農・海・畜産物とそれらの加工品

石狩市産（北海道産を含む）のこれらの産物、加工品を扱う店舗。

(4) その他

第1号から第3号に該当しない店舗であっても、まるごとフェスタの質の向上や盛り上げるための企画など運営委員会の審査を経て、実行委員会が認めるものについては、優先順位に関わらず出店を認める。

- 2 石狩市内に、販売等の固定店舗を有さない企業、個人等の出店は、認めない。ただし、自治体や農・漁業者などの一次産業従事者および団体、学校、協賛企業等で実行委員会が認めるものについては、この限りではない。

(出店の解約)

第4条 出店決定後の解約は、これを認めない。ただし、出店者のやむを得ない事情により解約をする場合、出店者は速やかに書面にて実行委員会に届出なければならない。その際生じた出店者および関係者の損害は、実行委員会は補償しない。

2 申込者は、募集期間中は申込みの撤回をすることができる。この場合、申込みの撤回は、書面にて当該募集期間の末日までに実行委員会へ申し出なければならない。

(出店する権利の転貸等)

第5条 出店者は、出店する権利の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできない。

(店舗位置)

第6条 店舗位置は、実行委員会が出店品目および設備等の施工を勘案し決定する。出店者は、実行委員会に対し異議申立てならびに賠償責任等を問うことはできない。

(実行委員会が無料で提供するもの)

第7条 実行委員会が無料で提供するものは、次のとおりとする。

- (1) 電気料金（電気設備工事費は有料）
- (2) 水道料金および下水道使用料

(出店者の負担となる費用)

第8条 次の費用については、出店者の負担とし、その支払方法は実行委員会が指定する。

- (1) 出店者の店舗装飾費、搬入出費および店舗運営費
- (2) 出店料
- (3) 電気設備工事費
- (4) その他、出店者が負担すべき費用

(販売場所等)

第9条 出店者による飲食物の提供および飲食品等の販売行為は、すべて決められた店舗内で行うこととし、また、販売できる品目は、運営委員会の審査を経て実行委員会が許可した品目に限られる。

(アレルギー表示)

第10条 出店者は、飲食品（その場で調理するものに限る。）を販売する場合は、全ての商品の七大アレルギー（落花生・小麦・卵・そば・乳・エビ・カニ）の使用の有無について、店舗前面の見えやすい場所に掲出しなければならない。

(店舗の装飾材料)

第11条 出店者は、店舗の装飾材料は消防法、食品衛生法などの関係法令等の基準に適合したものとしなければならない。

2 当該装飾がまるごとフェスタの雰囲気を著しく損なうと実行委員会が判断した場合、実行委員会は出店者に対し改善を求めることができる。当該出店者は、これに対応しなければならない。

(出店取消し、営業の中止・変更命令)

第12条 規約等や関係法令等の違反もしくは他店舗の営業等に著しい支障を与える営業

等（以下、「違反行為等」という。）を行っているとして実行委員会が判断した場合、実行委員会は、当該違反行為等を行っている出店者に是正を命じ、当該出店者が直ちにその指示に従わない場合は、営業期間開始前後にかかわらず出店の取消し、当該営業の中止・変更を命ずることができる。

- 2 前項の命令を受けた出店者は、実行委員会に対し異議申立てならびに賠償責任等を問うことはできない。

（各種規則の制定および変更）

第13条 実行委員会は、まるごとフェスタを円滑に推進するため、各種規則の制定および変更（以下、「制定等」という。）を行うことができる。

- 2 前項の制定等を行った場合は、実行委員会は、速やかに書面ですべての出店者に通知することとし、出店者はこれに同意するものとする。

（出店に関わる物品等の搬入出および撤去）

第14条 調理器具等の出店に関わる物品等の会場への搬入時期および会場の設営工事期間などの詳細については、別途、出店者に対し文書で案内する。また、店舗の保守および清掃は、出店者の責任において行い、定められた撤去期日までに撤去されない調理器具等の物品は、出店者の費用負担にて実行委員会が撤去できるものとする。営業の中止を命令した場合においても同様の取り扱いとする。

（出店者の行動）

第15条 出店者は、まるごとフェスタ会場内にあつて、品位・良識ある行動をとらなければならない。

（店舗の管理および免責）

第16条 実行委員会は、準備から撤去までの全期間を通じ、会場の運営管理を行うものとするが、店舗の管理は出店者の責任とし、店舗および出店に関わる物品等の損害、盗難、紛失、破損等については、実行委員会は、一切の責任を負わない。

（保険と補償）

第17条 会場への搬入開始から撤去までの期間、店舗の警備や損害保険の加入に関しては出店者の負担とし、実行委員会は、一切の責任を負わない。

- 2 出店者が、他の店舗、実行委員会の運営設備、会場の設備および人身等に損害を与えた場合は、その補償は出店者の責任とし、実行委員会は、一切の責任を負わない。

（出店者提出書類および資料）

第18条 出店者は、実行委員会が指定した各種書類および資料等（以下、「書類等」という。）を期日までに提出しなければならない。

- 2 出店者は、前項の書類等がまるごとフェスタ開催目的のために、実行委員会が無償で加工・構成・編集・使用することに同意するものとする。
- 3 第1項の書類等は、著作権その他の利権侵害など法的問題が発生する可能性がないものに限ることとし、書類等に関し、紛争、訴訟、異議申立て、その他の問題が発生した

場合、出店者は、自らの責任と費用負担のもとに解決することを実行委員会に保証し、実行委員会は、一切の責任を負わない。

(事業効果調査)

第 19 条 実行委員会は、まるごとフェスタ開催の事業効果を測定するために、出店者に対して調査をすることができる。

2 出店者は、前項の調査に協力しなければならない。

(不可抗力による中止など)

第 20 条 実行委員会は、天災その他の不可抗力、官公署の求め、あるいは実行委員会が危険と判断した場合などにより、出店を中止または期間等を短縮する場合においても、出店料の返還を含め一切の責任を負わない。また、第 12 条に規定する出店取消し処分を行った場合も同様とする。

(管轄裁判所)

第 21 条 規約等から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、札幌地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。